

(参考様式2)

事前点検シート

【実施要領様式】

計画主体名	和歌山県田辺市		
計画期間 実施期間	平成20年度～平成22年度 平成20年度	総事業費(交付金)	70,230千円 (35,115千円)

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか		活性化計画目標は定住の促進としており、事業活用活性化計画目標は特用林産物の販売量の増加に伴う就労の場の確保による確実な地域への定着を促進としており、法及び基本方針における定住の促進に適合している。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか		第1次田辺市総合計画に則した内容であり、産業の活性化を図るものである。また、山村振興法に基づく山村振興計画、特定農山村法に基づく農林業等活性化基盤整備計画等法に基づく計画と調和が取れている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか		田辺市では、特用林産物の生産・商品化により地域の活性化を図るため、集出荷施設を設置し、誘致した企業組合が運営している。また、地域住民等の合意形成を基礎としたものである。
事業の推進体制は確立されているか		市が誘致した企業組合が施設使用運営契約により生産・出荷を行うとともに、施設の目的を達成するため連携を図っている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか		特用林産物の生産量の向上と安定に伴う就労の場の確保により定住を促進し、地域の活性化を図るため、特用林産物集出荷施設を整備するものであり、整合性が確保されている。
計画期間・実施期間は適切か		計画期間：H20～22 3カ年・・・ガイドラインの規定である3年から5年程度の期間内であり適切である。 実施期間：H20 1カ年・・・実施要綱の規定である3年以内であり問題なし。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か		交付限度額の範囲内である。

2 個別事業について

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか		新設であり、他の助成を振り替えて実施するものではない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	-	増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備ではない。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか		耐用年数は8年である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		費用対効果分析により確認。
費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について（平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知）により適切に行われているか）		「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について」に基づき行っており、適切である。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか		費用対効果分析の算定結果が1.16となっており、問題なし。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか		事業内容：特用林産物集出荷施設 メニュー番号：29 要件種別番号：16 事業実施主体：農業者7人で組織する団体（全ての構成員が農業者）であり、菌床シイタケ生産販売事業を行う者である。 対象地域：山村振興地域、過疎地域、特定農山村地域、半島地域を対象とするものである。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか		受益は、7人と多数におよぶものを農林漁業者等の組織する団体が整備するもので、個人に対する交付ではない。管理規定に従って維持管理する特用林産物生産施設であり、目的外使用の恐れはない。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	-	
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	-	近隣には類似施設は賦存しない。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか		事業運営者7人で、出荷量は最大で1日1,500kgであり、施設の規模・処理能力からも妥当として利用計画を作成した。利用時期は通年である。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討され	-	施設の設置場所は、菌床シイタケを生産する田辺市中辺路菌床シイタケ生産施設の構内であり、効率的に稼働できる。

ているか

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか		特用林産物集出荷施設の整備に当って、事業実施主体が行っている生産量等から規模決定し、生産量からいって適正な規模である。また、整備実績のある3社から見積もりをとり、適正な事業費である。
建設・整備コストの低減に努めているか		事業実施主体が、事業費の低減に努めつつ、生産出荷量に基づく目的に見合った適切な機種を厳選されている。また、上屋は既存施設を活用することによって整備コスト低減を図った。
附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	-	附帯施設は交付対象としていない。
備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	-	備品は交付対象としていない。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	-	施設の整備予定場所は、菌床シイタケを生産する田辺市中辺路菌床シイタケ生産施設の構内であり、効率的に稼働させることができるので、適正である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	-	設置場所については、企業組合集出荷建物の一角を充てる予定であり、新たな用地の確保は必要ない。
事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか		自己資金により充当予定。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）		企業組合において、管理規定に従って適切に維持管理を行う。また、管理、更新に必要な経費は収支計画によって計上の上、検討されており、更新に必要な経費は内部留保することとしている。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか		企業組合の経営諸表では、平成16年度から平成18年度の平均指標は、売上高1,067,451千円、売上原価1,023,773千円による売上総利益43,678千円に対して、販売費・一般管理費が34,672千円で、営業損益に営業外収益及び費用を加算した経常利益は、4,444千円であり、収支の均衡は取られている。なお、通常利益は、今後の施設整備又は施設等の更新のために内部留保する。
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	-	他の事業と合体施行は行わない。

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。